

IV その他の災害関係事業等

IV－1 直轄地すべり対策災害関連緊急事業 及び災害関連緊急地すべり対策事業 の通知等

§ 1 農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱 (抄)

昭和42年3月8日 42農地D第 24号
最終改正 平成23年4月1日 22農振 第2353号
(農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

(適用の範囲)

第1 農地保全に係る地すべり防止事業及び農地保全に係る地すべり関連事業（以下「関連事業」という。）の実施に関しては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。以下「法」という。）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号。以下「令」という。）、地すべり等防止法施行規則（昭和33年農林省、建設省令第1号）及び地すべり等防止法の施行について（昭和33年5月27日付33林野第6086号、建設省発河第90号、農林、建設両事務次官通知）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(直轄地すべり防止工事の実施)

第4 都道府県知事は、法第10条第1項の規定により農林水産大臣から意見を聴取されたときは、20日以内に意見書を提出するものとする。

2 直轄地すべり防止工事の実施については、別に定めるところによるものとする。

(直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施)

第4の2 当該年の降雨、地震等によって地すべりが活発となることにより災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く、緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、農林水産大臣は、直轄地すべり対策災害関連緊急工事（以下「直轄災害緊急工事」という。）を実施するものとする。

2 地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下第3

項から第8項までにおいて同じ。)は、直轄災害緊急工事を実施する必要があると認めるときは、速やかに直轄地すべり対策災害関連緊急工事所要見込額報告書(農村振興局長が別に定める様式による。)を農村振興局長に提出するものとする。

- 3 地方農政局長は、前項の報告書を提出した後3週間以内に直轄地すべり対策災害関連緊急工事实施計画書(農村振興局長が別に定める様式による。)を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長は、直轄災害緊急工事を実施しようとする場合には、あらかじめ当該工事の施行予定地が存する都道府県知事と施行予定地その他必要事項について調整を行うものとする。

- 4 農村振興局長は、前項の規定により提出された直轄地すべり対策災害関連緊急工事实施計画書を審査の上、適当と認めるときは、事業費を決定し、これを地方農政局長に通知するものとする。

- 5 地方農政局長は、前項の通知を受けた場合は、当該施行地の区域を管轄する都道府県知事にこれを通知するものとする。

- 6 地方農政局長は、直轄地すべり対策災害関連緊急工事实施計画書の変更でその内容が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ農村振興局長の承認を受けるものとし、その変更の承認については第3項から第5項までの規定を準用するものとする。

(ア) 主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類、位置及び規模の変更

(イ) 工事費の各費目間の10%を超える経費の額の増減

- 7 地方農政局長は、当該直轄災害緊急工事が完了した場合には、その施行結果に基づき、直轄地すべり対策災害関連緊急工事精算報告書(農村振興局長が別に定める様式による。)を、当該年度の末日を限度として速やかに農村振興局長に提出するものとする。

- 8 地方農政局長は、前項の精算報告をもとに、事業費の実積等を関係都道府県知事に通知するものとする。

- 9 直轄災害緊急工事の設計単価及び歩掛等は、通常の直轄地すべり防止工事に係るものと同一の取扱いとする。

- 10 工事諸費等については、原則として次に定めるところによるものとする。

(ア) 測量及び試験費 本工事費及び附帯工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額

ただし、特に大規模又は複雑な地すべりで地質調査等を必要とするときは、必要額を積み上げて得た額。

(イ) 船舶及び機械器具費 本工事費及び附帯工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額

(ウ) 用地費及び補償費並びに営繕費 必要額を積み上げて得た額

(エ) 工事諸費 工事費の額に100分の2.2を乗じて得た額以内の額

(都道府県知事の地すべり防止工事の実施)

第5 都道府県知事は、地すべり防止工事に要する費用（以下「事業費」という。）について、国庫の負担を必要と認めるときは、地すべり防止工事実施申請書（別紙様式3号）を地方農政局長等（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下第3項において同じ。）に提出するものとする。

2 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、前項の規定により提出された地すべり防止工事実施申請書を審査の上、適当と認められるときは、当該都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業の採択通知書を交付してその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前項により通知を受けたときは、当該事業に係る実施計画書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

4 都道府県知事は、前項の承認を受けた実施計画を変更したときは、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、実施計画概要書（農村振興局長が定める様式による。）の様式により地方農政局長に報告するものとする。

（1）主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類、位置及び規模の著しい変更。

（2）総事業費の増減が20%以上に及ぶ変更。ただし、労賃又は物価の変動による場合を除く。

5 都道府県知事は、地すべり防止工事の実施にあたっては、各年度ごとに当該年度の実施設計書（農村振興局長が別に定める様式による。）を作成して地方農政局長に提出するものとする。

(都道府県知事の災害関連緊急地すべり防止工事の実施)

第6 都道府県知事は、降雨、地震等によって地すべりが活発となり、又はばた山崩壊の規模が大となり、地すべり防止工事の事業費について、緊急

に国庫の負担を必要と認めるときは、速やかに災害関連緊急地すべり防止工事所要見込額報告書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の報告書を提出した後3週間以内に災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書（別紙様式4号）及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書の審査を行い、意見を付して農林水産大臣に進達するものとする。
- 4 農林水産大臣は、第2項の規定により提出された災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書を審査の上、適当と認められるときは、当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付してその旨通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、前項の実施計画概要を変更したときは、その内容を地方農政局長に報告するものとする。

ただし、その変更の内容が第5第4項第1号又は第2号に該当するときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならないものとする。

- 6 地方農政局長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書を農村振興局長に提出して協議するものとする。
- 7 当該年度の実施計画書の提出については、第5第5項の規定を準用する。

（事業費の範囲）

第9 事業費の範囲は、工事費（本工事費、附帯工事費、測量及試験費、用地及補償費、船舶及機械器具費、営繕費、換地費、実施設計費、工事雑費）及び事務費とし、経費の区分及び算定については次の各号によるものとする。

2 工事費

（1）本工事費……事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料及び土地の借料等とする。

ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含むものとする。

- (2) 附帯工事費……本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。
- (3) 測量及試験費……工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。
- (4) 用地及補償費……工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
- (5) 船舶及機械器具費……工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。
- (6) 営繕費……工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新設（購入を含む。）改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれ等の建物に係る敷地の買収費又は借料とする。
- (7) 換地費……換地計画及び換地処分に必要な経費とする。
- (8) 実施設計費……全体実施設計に要する経費とする。
- (9) 工事雑費……工事の現場事務に必要な経費とする。ただし、工事費（工事雑費を含む。）の額に農村振興局長が別に定める率を乗じて得た額以内であること。

3 事務費

工事の施行に伴い必要な事務上の経費（工事雑費に類するものは除く。）とする。

（委 任）

第11 事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

(別紙様式 4)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農村振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

災害関連緊急地すべり防止工事（等）実施申請書

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（第 5 及び）第 6 の規定によ
り下記のとおり平成 年度新規地区として実施したいので、採択されたく
申請する。

記

優先順位	地域番号	指定年月日	基本 出本年計 年度画	区分 番号	地区名	所在地	地域 面積	地すべりの 種類	計 画 概 要						
									総 事 業 費			うち災害関連緊急地すべり 防止工事実施分			主要 工事内容
									事業費	補助率	国費	事業費	補助率	国費	
							ha ()		千円		千円	千円		千円	
計					地区										

(令和 年度第 回分)

- (注) 1 括弧書き（地域面積の欄を除く。）は、緊急地すべり防止工事に
引き続いて翌年度以降に施行を必要と認められる地すべり防止工事
がある場合に適用し、この場合に別紙様式 3 号にかえて本様式によ
り申請するものとする。
2 総事業費は、翌年度以降に施行を必要と認められる地すべり防止
工事に係る事業費を含むものとする。
3 地域番号は、指定のための地域番号を踏襲すること。
4 区分記号は別紙様式 1 号の 1 の区分記号によること。
5 地域面積の括弧内には、地域外想定被害面積を外数で記入するこ
と

§ 2 直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施について

平成元年 4 月 1 日 元構改D第 152号
最終改正 平成22年 4 月 1 日 21農振 第2310号
(構造改善局長から、各地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年 3 月 8 日付け42農地D第24号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）が平成元年 4 月 1 日付けで一部改正されたことに伴い、要綱に基づく直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施について下記のとおり定めたので、御了知の上、事業の実施に当たって特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下各都道府県知事に対しては貴職から通知願います。

記

第 1 要 旨

要綱第 4 の 2 の直轄地すべり対策災害関連緊急工事は、当該年の降雨、地震等のため農地保全に係る地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第10条第 3 項の規定に基づき直轄工事を施行するものとして告示された区域又は当該年度内において同条の告示が行われることが確実な区域をいう。）において、地すべりが活発となることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に実施するものとする。

第 2 実施基準

当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農地・農業用施設その他公共土木施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当すること。ただし、1 箇所の事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除くものとする。また、原則として、当該年度の直轄地すべり防止工事（要綱第 4 第 1 項に係る事業）の実施が予定されている箇所を除くものとする。

- (1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要があること。
- (2) 公共の利害に密接な関連を有し、次の各号の一に該当すること。

- ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの
- イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、受益面積100ヘクタール以上の農道並びにその他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
- ウ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
- エ 貯水量3万立方メートル以上のため池又は関係面積100ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの
- オ 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの
- カ 農地10ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合わせ考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

第3 実施計画書等の取扱い

- （1）要綱第4の2第2項に規定する直轄地すべり対策災害関連緊急工事所要見込額報告書の様式は、別紙様式1号によるものとする。
- （2）要綱第4の2第3項に規定する直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書の様式は、別紙様式2号によるものとする。
- （3）要綱第4の2第7項に規定する直轄地すべり対策災害関連緊急工事精算報告書の様式は、別紙様式3号によるものとする。

(別紙様式 1 号)

年 月 日

直轄地すべり対策災害関連緊急工事所要見込額報告書

地方農政局長名
〔北海道開発局〕
〔沖縄総合事務局〕

1. 地区名
2. 地すべり発生年月日
3. 地すべり発生の要因等
4. 主なる被災地域等
5. 被害の概況
6. 所要見込額

費 目	工 種	数 量	金 額	備 考
			千円	

(別紙様式 2 号)

年 月 日

直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書

地方農政局長名
〔北海道開発局〕
〔沖縄総合事務局〕

目 次

1. 直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画総括表
2. 直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書
3. 写真（全景、被災状況、移動状況、保全対象物等）
4. 地すべりの移動量及び降雨等の地すべりの要因と考えられる観測データ
5. その他参考となる資料

																										農政局名							
地区名						指定年月日			年 月 日			基本計画提出年度						国庫負担率			%			都道府県負担率				%					
所在地						水系及び河川名									指定面積			ha			指定基準該当事項												
地 域 ・ 地 積	区 分 項 目		耕地 (ha)				山林 (ha)		採草地 放牧地 (ha)		宅地 (戸) (ha)		その他 (ha)		合計 (戸) (ha)		備 考		地すべりの種類														
			田	普通畑	樹園地	計									地 質																		
	地 す べ り 指 定 区 域																																
	地 域 外 被 害 想 定 区 域																																
	上 記 全 体 の う ち																																
	災 害 関 連 緊 急 分																																
地すべりの略歴																																	
地 す べ り 状	地すべり発生要因																																
	地すべりの規模・移動状況																																
	被 害 の 概 況																																
	地 す べ り の 機 構																																
実 施 等	事 業 の 必 要 性																																
	実 施 基 準 適 用 項 目																																
地 す べ り 防 止 計 画	計 画 の 概 要																																
	費 目	工 種	計 画 概 要																								協 議 ・ 決 定						
			事 業 概 要			工 程																											
			数量	単位	金額																						数量	単位	金額				
関 連 他 事 業																																	

2. 直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施設計書

(1) 事業費明細書

費 目	工 種	数 量	単 位	金 額	備 考
1. 工事費				(千円)	
本工事費	水抜ボーリング工				
	集 水 井 工				
	杭 打 工				
	⋮				
附帯工事費					
測量設計費					
船舶及機械器具費					
用地費及補償費					
事業車両費					
営繕費					
小 計					
2. 工事諸費					
小 計					
計					

- | | | |
|------------|---|-------------------------------------|
| (2) 工事費明細書 | } | 基本事業と同様
(土地改良事業等請負工事の価格積算要領による。) |
| (3) 単 価 表 | | |
| (4) 各種計算書 | | |
| (5) 工 程 表 | | |
| (6) 各種図面 | | |

ア. 位 置 図

イ. 計画平面図 (縮尺: 1/1,000~1/2,000)

ウ. 地すべり機構図及び想定被害区域図

(別紙様式 3 号)

年 月 日

直轄地すべり対策災害関連緊急工事精算報告書

〔 地方農政局長名
北海道開発局
沖縄総合事務局 〕

1. 工事費及び工事諸費

単位：千円

地区名	予 算 額			精 算 額			残 額			備 考
	工事費	工事諸費	計	工事費	工事諸費	計	工事費	工事諸費	計	
計										

2. 工事費内訳表

単位：千円

地区名	本工事費	附 帯 工事費	測 量 設計費	船 舶 及 機械器具費	用地費及 補 償 費	営繕費	事 業 車両費	計	備 考
計									

§ 3 災害関連緊急地すべり防止工事の実施について

昭和62年 5 月 20 日 62構改D第894号
最終改正 平成 9 年 4 月 1 日 9 構改D第278号

(構造改善局長から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年 3 月 8 日付け42農地D第24号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）が昭和62年 5 月 20 日付けで一部改正されたことに伴い、要綱に基づく災害関連緊急地すべり防止工事の実施について下記のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、緊急地すべり防止工事及び災害関連緊急地すべり防止工事の実施について（昭和58年 4 月 4 日付け58構改D第313号構造改善局長通達）は廃止する。

おって、貴管下各都府県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切なご指導を願いたい。

記

1. 要 旨

要綱第 6 の災害関連緊急地すべり防止工事は、当該年の降雨、地震等のため農地保全に係る地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む。）において、地すべりが活発となるか又はぼた山崩壊の規模が大となることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、実施するものとする。

2. 採択基準

当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農地・農業用施設その他公共土木施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当すること。ただし、1 箇所の事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除くものとする。

(1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要があること。

(2) 公共の利害に密接な関連を有し、次の各号の一に該当すること。

ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼす

と認められるもの

イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、受益面積100ヘクタール以上の農道並びにその他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

ウ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

エ 貯水量3万立方メートル以上のため池又は関係面積100ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの

オ 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

カ 農地10ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であつて、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

3. 事業の採択及び実施

（1）災害関連緊急地すべり防止工事の採択に当たっては、当該工事に引き続いて翌年度以降に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を併せて採択できるものとする。

（2）都道府県知事は、地すべり防止区域として指定されていない地域において、災害関連緊急地すべり防止工事を実施しようとする場合は、地すべり対策担当部局間の調整を図った上で実施申請書を提出するとともに、速やかに地すべり防止区域の指定申請を行うものとする。

[参 考]

○2-（1）については本災の認定を必要とする。

（尚、認定前でも申請することは可能である）

2-（2）については必要としない。

○2-（2）. カの農地10ha以上とは、

地すべり地域及び地すべり地域外の被害区域の合計が10ha以上あれば指定基準の適用基準をうける。

5ha以上10ha未満であっても下表により人家被害を考慮して10ha以上とみなす。

農地 (ha)	5	6	7	8	9
人家戸数 (戸)	5	4	3	2	1
合計	10	10	10	10	10

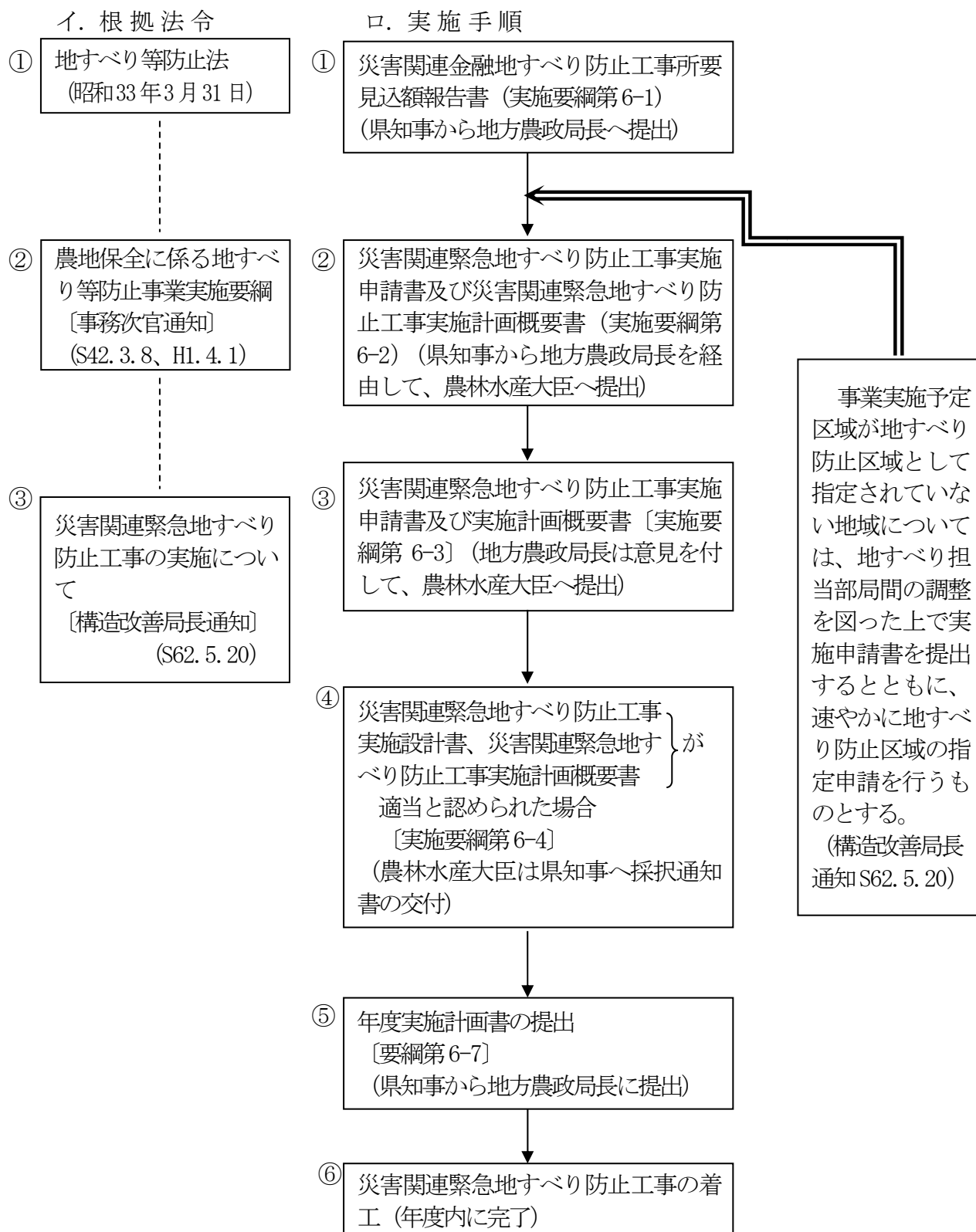
○ 2 - (2). イの関係面積100ha以上とは

農道又は用排水施設の各々の目的に供する受益面積100haである。

なお、用水路における受益面積は、下流全域及び下流分岐点までのものとする。

○災害関連緊急地すべり工事では採択通知前の着工はできない。

§ 4 災害関連緊急地すべり防止工事の実施手順



§ 5 農地保全にかかる地すべり防止区域の指定並びに 地すべり等防止事業の実施計画書等の様式について（抄）

昭和42年 3 月 8 日 42農地D第 25号
最終改正 昭和62年 5 月20日 62構改D第895号

（構造改善局長から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

昭和42年 3 月 8 日付け42農地D第24号。農林事務次官通達。「農地保全にかかる地すべり等防止事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づく地すべり防止区域の指定ならびに地すべり等防止事業の実施計画書等の様式については、下記によることとしたので遺憾のないようにされたい。

記

- 6 要綱第 6 第 1 項に規定する所要見込額報告書の様式は、別紙様式 4 号によるものとする。
- 7 要綱第 6 第 2 項に規定する実施計画概要書の様式は、別紙様式 5 号によるものとする。

〈記入要領〉

1 地 質

地すべり地域一帯の地質概要（地形、標高、傾斜、地質系統、岩石名、土性等）を記入し、試掘、試すい等による地質断面図、柱状断面図等を添付し、特に地質と地すべり機構との関係について記入すること。

2 移動状況

き裂の発生、滑動、沈降、隆起、地下水位の変動、白濁等の移転状況について記入すること。なお、移動観測線を設定して観測した場合は、その設定状況および観測結果についても記入し、必要な図表等も添付すること。

3 水理状況

地域内への水の供給（地表水、地下水）および湧水、排水等の水理状況ならびに用排水の水利状況について記入するものとし、ことに地下水位、地下水流動機構、湧水量、浸透量、侵食状況など、地下水と地すべり機構

等について記入し、必要な図表等も添付すること。

4 地すべり機構

(1) 地すべり機構

地質、移動状況、水理状況等の地すべりの状況を総合し、地すべり機構を図示して説明すること。

地すべり機構平面図は、第1次地すべり、第2次地すべりの範囲、地すべり地上端のがいすい移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等を記入すること。地すべり機構断面図は、原則として地すべり地の縦断面図とし、第1次地すべり、第2次地すべりの区分およびすべり面の位置、移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等の移動状況を記入すること。

(2) 地すべり粘土等の性質

地すべり粘土の力学的試験、その他必要に応じて物理試験等を行い、その試験結果および分析または解析を記入すること。

5 地すべり防止工事計画

(1) 地すべり防止工事計画

ア 計画概要

イ 主要防止工事および防止施設

ウ 水理計算および構造計算

エ 施工計画

オ 工事明細書

(2) 関連事業計画概要

6 他事業との関係

7 添付図面

計画平面図（縮尺 1 / 1,000 ~ 1 / 2,000）、地質図、試すい柱状図、地すべり機構図、土質図、その他参考図を添付すること。

(別紙様式 4 号)

災害関連緊急地すべり防止工事所要見込額報告書

平成 年度第 回分

年 月 日
都道府県名

項 目	箇所数	全体見込額	うち災害関連緊急地すべり防止 工事実施分	備 考
今 回 の 報 告 分				
前 回 ま で の 報 告 分				
累 計				

地すべり発生の要因

地すべり発生年月日

主 な る 被 災 地 域

被 害 の 概 況

(別紙様式 5 号)

〇〇地区災害関連緊急地すべり防止工事(等)実施計画概要書

地 域 番 号		指定年月日		基本計画 提出年度		地 区 名		区分記号				
所 在 地	都道 郡市 町村 大字 字					地すべり の 種 類						
水 系 名	川支川 川支溪					地 質	系統 岩					
地域・ 地積	区 分	耕 地				山 林	採 草 放牧地	宅 地	その他	合 計	備 考	
		田	普通畑	樹園地	計							
	地 す べ り 地 域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha(戸)	ha	ha		
	地域外被害想定地域 上記のうち災害関連緊急 地すべりに係るもの											
現 況	営 農 状 況	農 家			専 業	第一種兼業		第二種兼業		計	備考	
			農 家 戸 数	戸	戸	戸	戸					
		農 家 経 営			経営耕地面積			農 家 所 得				
				田	畑	計	農業所得	農外所得	農家所得	農業所得率	備考	
			全 農 家 平 均	ha	ha	ha	千円	千円	千円	%		
		主 要 作 物	作 物 名									
	作 付 面 積		ha	ha	ha							
	10a 当たり収量											
	被 害 状 況			地 す べ り に よ る 被 害						その他の被害		
			農地	農業用施設	作物	家屋	公共施設	その他	計	作物		計
		全被害地域	被害量									
			被害額									
		今後予想される 直接被害	被害量									
	地 す べ り 状 況	異 常 な 天 然 現 象										
		規 模 異 物 状 況										
		経 過										
		地 質										
		水 理 状 況										
過去の地すべり記録												
地 す べ り 機 構	地 す べ り 機 構											
	地すべり年度等の性質											
地 す べ り 防 止 計 画	関概 画要											
	工 事 内 容	種 類	工 種	規模構造等	全 体		うち災害関連緊急地すべり防止工事実施分				備考	
					数 量	事業量	数 量	事業量				
		地すべり 防止施設										
	計											
関計 連画 事概 業要												
他関 事 業連												
取図 付面	計画平面図（縮尺 1/1,000～1/2,000）。地すべり機構図											

〈財務省協議査定表様式〉

災害関連緊急地すべり対策事業地区査定表

											農 政 局 名						
県 名			地区名			指定年月日	年 月 日		基本計画提出年度			国庫負担率	%	都道府県負担率	%		
所 在 地						水系及び河川名					指定面積	ha	指定基準該当事項				
地域・地積	区 分	耕 地				山 林	採 草 放牧地	宅 地	その他	合 計	備 考	地すべりの種類					
		田	普通畑	樹園地	計							地 質					
	地 す べ り 地 域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha(戸)	ha	ha		平 均 年 降 雨 量	cm				
	地 域 外 被 害 想 定 地 域											積 雪 深	cm				
	上 記 全 体 の う ち 災 害 関 連 緊 急 分											地 す べ り 発 生 年 月 日	年 月 日				
地すべりの略歴																	
地すべり状況	地すべり発生の要因																
	地すべりの規模・移動状況																
	被害の概要																
	地すべりの機構																
採択等	採択の必要性																
	採択基準適用項目																
地すべり防止計画	計 画 の 概 要																
	工 種	規 模 構 造 等	全 体			うち災害関連緊急地すべり対策事業実施分											
						県 申 請(案)			農 政 局(案)			農村振興局(案)			決 定		
			数量	事業費	国費	数量	事業費	国費	数量	事業費	国費	数量	事業費	国費	数量	事業費	国費
				千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
関連事業																	

IV－2 特殊地下壕対策事業

§ 1 特殊地下壕対策事業実施要綱

	平成9年4月1日	9 構改D第 264号
改正	平成10年8月3日	10構改D第 162号
〃	平成13年1月5日	12構改A第 964号
〃	平成15年4月1日	14農振 第2639号
〃	平成19年3月30日	18農振 第1836号
〃	平成22年4月1日	21農振 第2320号
〃	平成24年4月6日	23農振 第2630号
〃	平成29年3月31日	28農振 第2063号
〃	令和2年3月30日	元農振 第3685号
〃	令和3年4月1日	2 農振 第3507号
〃	令和4年4月1日	3 農振 第2932号

(農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

(目 的)

第1 特殊地下壕対策事業（以下「本事業」という。）は、農地、農業用施設、海岸、地すべり防止施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項の災害復旧事業をいう。以下同じ。）に伴う場合又は特殊地下壕の陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合に特殊地下壕に対する埋め戻し、防災処理等を行うことにより、民生の安定を図り、公共の福祉を確保することを目的とする。

(事業の内容等)

第2 本事業は、農地等の復旧に伴う場合又は陥没、落盤若しくは壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い場合に、特殊地下壕の埋め戻し、防災処理等を実施するものとする。

2 本事業は原則として3か年以内に完了するものとする。ただし、第4の(1)のイについては、原則として単年度で完了するものとする。

(事業主体)

第3 本事業の事業主体は、地方公共団体とする。

(採択要件)

第4 本事業は次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り実施するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する特殊地下壕であること。

ア 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域をいう。以下同じ。）内の農地等が被災しその復旧に伴い対策が必要と認められる特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること。

イ 農業振興地域内において陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること。

(2) 旧軍、その他これに準ずるものが築造した特殊地下壕であること。

(3) 一箇所の事業費が200万円以上のものであること。

（事業の申請）

第5 都道府県知事は、本事業を実施しようとするとき又は市町村から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式第1）及び事業計画概要書（農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第7及び第8の1において同じ。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

（事業の調査等）

第6 本事業の調査は、第4の（1）のアの場合に限り災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）はその結果をとりまとめ箇所別調書（別紙様式第2）を作成し、これを調査終了後、遅滞なく、農林水産大臣に提出するものとする。

2 第4の（1）のイの場合は、すべて協議を要するものとする。

（事業の採択）

第7 農林水産大臣は、第5及び第6の規定により提出された事業計画概要書及び箇所別調書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは地方農政局長を経由して都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

（事業の計画変更）

第8 都道府県知事は、第7の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は事業主体から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

- (1) 主要な工事計画の著しい変更
- (2) 事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く。）

2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、1により提出のあった事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは農村振興局長にその旨を報告するものとする。

（増破等の取扱い）

第9 本事業に係る特殊地下壕の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中に新たに本事業の対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による本事業に併せて一の災害復旧事業として施行するものとする。

（補 助）

第10 国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

（委 任）

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

（そ の 他）

第12 第4の（1）のイに定める内容の事業の採択期限は、令和8年度までとする。

（附 則）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第 1 （要綱第 5 関係）

番
年
月
日

農林水産大臣 殿

都道府県知事
氏 名

特殊地下壕対策事業採択申請書

特殊地下壕対策事業実施要綱第 5 の規定により、 年度新規地区として
下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番 号		地区名	所在地	数量	事業費	備考
	地区	箇所					
合 計							

別表（要綱第 10 関係）

区 分	費 目	事業費目の内容
工 事 費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附 帯 工 事 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であつて、本工事費の内容に相当する部分の経費
	測 量 及 び 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用地費及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用。
	営 繕 費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	工 事 雑 費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を除く。）の額を次に定める額に区分してそれぞれ当該区分に定める率を乗じて得た額以下のものであること。 1 50 百万円以下の金額 1,000 分の 25 2 50 百万円を超え 100 百万円以下の金額 1,000 分の 15 3 100 百万円を超える金額 1,000 分の 10
事務雑費		工事の施行に伴い必要な事務を要する経費（工事雑費に類するものを除く。）

別紙様式第2（要綱第6関係）

特殊地下壕対策事業箇所別調書

都道府 県 名					市町村名				災害名及び 被災年月日				農地等の 被害額		千円		調査官	氏 名
																	立会官	氏 名
番 号		所 在 地			事業主体		被害額		申 請				調 査				備 考	
地区	箇所	郡市	町村	字					種別	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	種別	数量	金額		うち 未成 (転属)
								千円	千円	千円			千円	千円	千円			

- 注 1. うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通達）第6の規定に準ずる。）については、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
2. 意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。
3. 意見不一致となった箇所については箇所別調書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。
4. 調査の金額欄、うち未成(転属)欄、差引額欄に上段()書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

§ 2 特殊地下壕対策事業実施要領

平成 9 年 4 月 1 日 9 構改 D 第 287 号
改正 平成 10 年 8 月 3 日 10 構改 D 第 163 号
(構造改善局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

- 1 特殊地下壕対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、特殊地下壕対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 D 第 264 号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。
- 2 要綱第 4 の（2）に示す「旧軍、その他これに準ずるもの」とは、旧陸軍及び海軍、軍需工場をいう。
- 3 要綱第 6 の調査にあたり、次のいずれかに該当する場合においてはその取り扱いを保留とする。
 - (1) 一箇所の事業費が 1 億円以上となった場合
 - (2) 本事業の採否、又は採択工法について他の関係省庁と協議を要する場合
- 4 要綱第 5 の事業採択申請書及び事業計画概要書は、要綱第 4 の（1）のアの場合に限り災害発生後 60 日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 要綱第 5 の「事業計画概要書」は別紙様式のとおりとする。

§ 3 特殊地下壕対策事業計画概要書記入要領

1. 特殊地下壕の概要

管理者：現在の管理者又は特殊地下壕が存する土地の所有者を記入する。

利用者：現在利用している者がいる場合は記入する。

事故歴：過去に発生した崩壊、陥没のほか、人身事故、その他災害を記入する。

周辺状況 内部利用：倉庫、車庫、貯蔵庫等現在の利用形態を記入する。

入口周辺：入り口周辺の土地利用状況（農地、山林、住宅

地、道路等）を記入する。

上部利用：上部土地の利用状況及び上部に存する建築物を記入する。

縦横断図、平面図：内部の状況を簡略な図で表す。寸法を併記する。

2. 農地、農業用施設、海岸、地すべり災害復旧の概要

関連する農地、農業用施設、海岸、地すべりの災害復旧事業について記入する。

被害額については、申請後、査定後においてはそれぞれ申請額、査定額を記入する。

3. 公共建物等の被災

関連する公共建物等の被災状況を記入する。

被災状況については、特殊地下壕の災害と関連付けて記入する。

復旧計画については、公共建物等の災害復旧事業名等を記入する。

4. 特殊地下壕の被災状況

被災前の兆候、被災時の状況、被災原因、被災後の状況について簡潔に記入する。

5. 特殊地下壕の対策計画

対策工法、工種、数量、事業費内訳について記入する。

別紙様式（要領第 5 関係）

特殊地下壕対策事業計画概要書（要領第 4 の(1)のアの場合）

（単位、面積：ha、金額：千円）

都道府 県名		ふりがな 地区名		番 号	地区	番号	災害名及び 被災年月日		所在地		事業 主体		採択 年度	
特殊地下 壕の概 要	築造年		規 模	幅（m）					(標準断面図)	(概略平面図)				
	築造主体			高さ(m)										
	管理者			延長(m)										
	利用者		周 辺 状 況	内部利用						(概略縦断面図)				
	事故歴			入口周辺										
				上部利用										
災害復旧の概 要	農地・農 業用施設	工種	数量	被害額	海岸・地 すべり 施設	工種	数量	被害額	公 共 建 物 等 の 被 災	名称(数量)	被災状況			
		水路				護岸工				〇〇小学校				
		田				擁壁工				民家（〇戸）				
											(参考)復旧計画			
		計				計								
	特殊地下壕の被災状況													
特殊地下壕の対策計画														

別紙様式（要領第 5 関係）

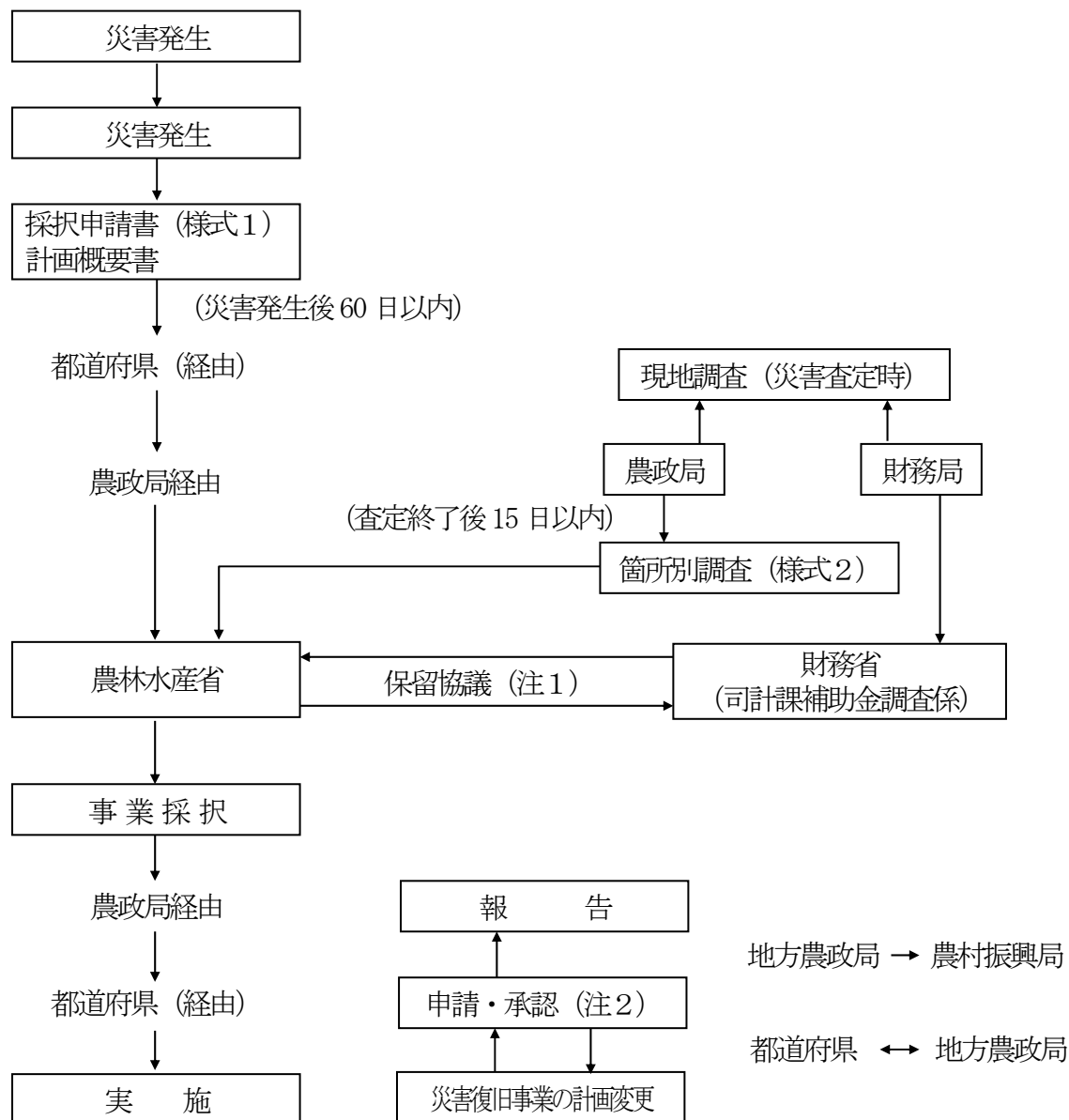
特殊地下壕対策事業計画概要書（要領第 4 の(1)のイの場合）

（単位、面

積：ha、金額：千円）

都道府県名		ふりがな地区名		申請年月日		所在地		事業主体		採択年度		
特殊地下壕の概要	築造年		規模	幅（m）		(標準断面図)	(概略平面図)					
	築造主体			高さ(m)								
	管理者			延長(m)								
	利用者		周辺状況	内部利用			(概略縦断面図)					
	事故歴			入口周辺								
				上部利用								
農地建築物等の概要	農地・農業用施設	工種	数量	被害額	海岸・地すべり施設	工種	数量	被害額	公共建物等	名称(数量)	備考	
		水路				護岸工				〇〇小学校		
		田				擁壁工				民家（〇戸）		
		計				計						
	特殊地下壕の状況											
特殊地下壕の対策計画												

§ 4 特殊地下壕対策事業の事務手続き（要綱第4(1)アの場合）

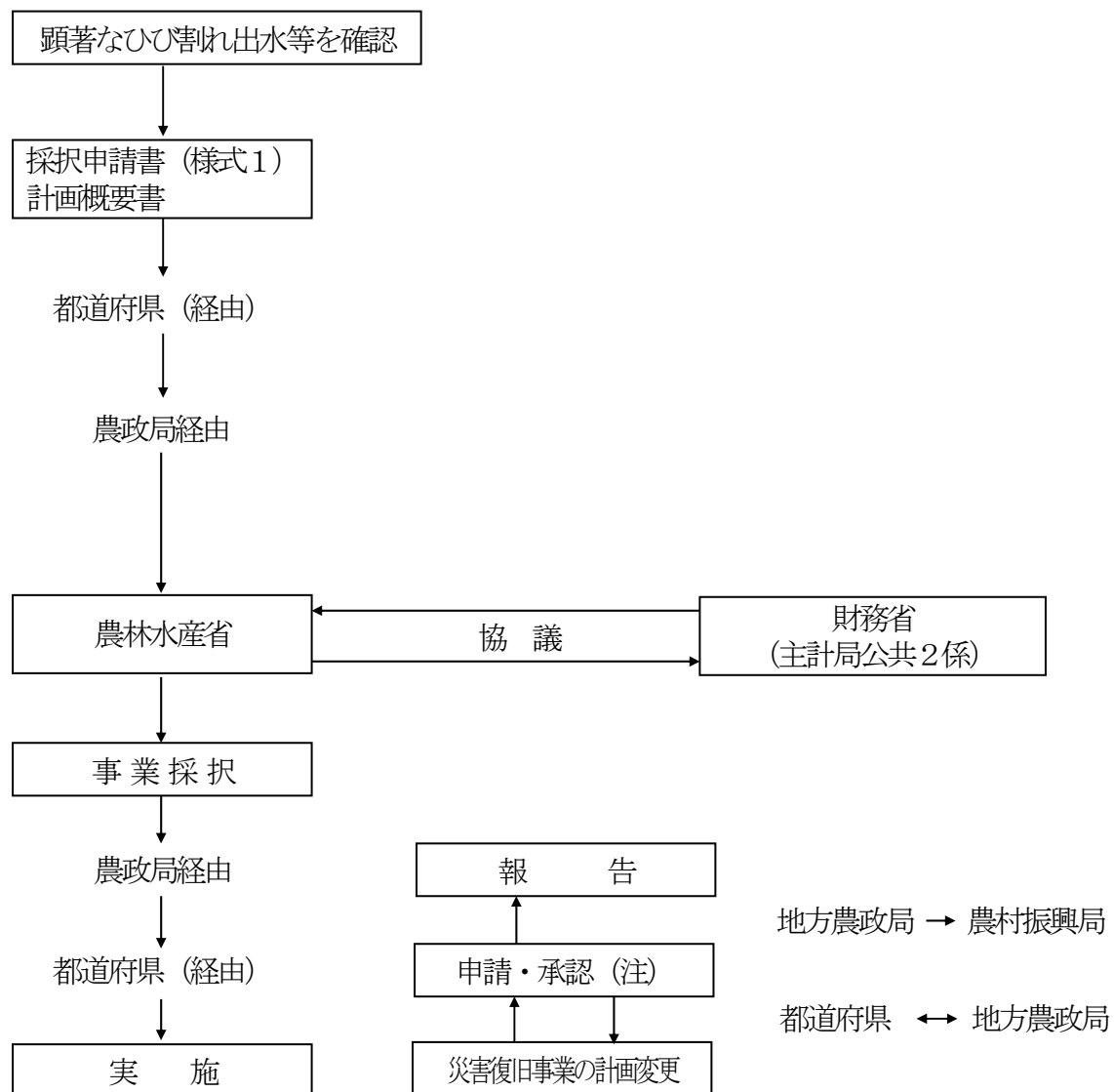


(注1) 一箇所の事業費が1億円以上となった場合。

(注2) (1) 主要な工事計画の著しい変更

(2)事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く）

§ 5 特殊地下壕対策事業の事務手続き（要綱第4(1)イの場合）



- （注）（1）主要な工事計画の著しい変更
 （2）事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く）

IV－3 災害関連緊急大規模漂着流木等 処理対策事業

§ 1 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 実施要綱

	平成12年 3 月 24 日	12構改D 第 262号
改正	平成13年 1 月 5 日	12構改A 第 964号
〃	平成19年 3 月 30 日	18農振 第1833号
〃	平成20年 4 月 1 日	19農振 第2089号
〃	平成22年 4 月 1 日	21農振 第2477号

(農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて)

第 1 目 的

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「本事業」という）は、洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等（以下「流木等」という）が異常に堆積し、これを放置することにより、堤防・離岸堤・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施することにより、災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

第 2 事業の内容等

- 1 本事業は、当該年発生の大規模な流木等が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれら流木等の処理を実施するものとする。
- 2 本事業は、原則として年度内に処理完了が見込まれるものについて実施するものとする。

第 3 採択基準

本事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの。
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1 キロメートル以内の区域に漂着したもの。

(3) 漂着量が1,000立方メートル以上のもの。

第4 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者である都道府県及び市町村とする。

第5 事業の申請

都道府県知事は、第3の採択基準に該当し、緊急的に本事業を施行する必要がある場合、又は市町村から本事業を実施したい旨の申請があつた場合は、別に定める「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要領」により、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書」（以下「事業計画書」という）を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）が所管する海岸にあつては地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」とする。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）、水産庁が所管する海岸にあつては水産庁長官を経由するものとする。

第6 事業の採択

農林水産大臣は、第5の規定により提出される事業計画書等を審査の上、緊急的に施行を必要とする場合に限り事業採択とし、その旨を通知するものとする。ただし、農村振興局が所管する海岸にあつては地方農政局長を経由するものとする。

第7 国の補助

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、本事業に要する費用のうち、別表に掲げる工事費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

第8 委 任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、農村振興局が所管する海岸にあつては農村振興局長、水産庁が所管する海岸にあつては水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

別表（第7関係）

区 分	費 目	事業費目の内容
工事費	本 工 事 費	流木等の処理に係る集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分に係る工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、廃棄物処理費、役務費、仮設損料、土地の借料等並びに農林水産省農村振興局長及び水産庁長官が別に定める応急対策に要する費用。 ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	測 量 及 び 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	その他特に必要と認められる経費については計上できるものとする	
事務費		工事の施行に伴い必要な事務に要する費用（農林水産省農村振興局にあつては工事雑費に類するものを除く。）

§ 2 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 実施要領

	平成12年 3 月 24 日	12構改D第 261号
改正	平成13年 1 月 5 日	12構改A第 961号
〃	平成19年 3 月 30 日	18農振 第1834号
〃	平成20年 4 月 1 日	19農振 第2090号
〃	平成21年 9 月 1 日	21農振 第1151号
〃	平成30年 3 月 30 日	30農振 第1949号
〃	令和 2 年 3 月 30 日	元農振 第3685号
〃	令和 3 年 4 月 1 日	2 農振 第3587号

(農村振興局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて)

第 1 目 的

この要領は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、本事業の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 事業の範囲

本事業の要綱第 2 第 1 項に規定する「これら流木等の処理」とは、洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等（以下「流木等」という）の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等に係る事業とする。

第 3 事業の対象とする経費

本事業の対象とする経費については、要綱第 7 の別表に掲げるとおりとする。

ただし、流木等の処分について、有効活用について配慮するとともに、廃棄物として適正に処分するために必要な費用を計上することとする。

第 4 採択基準の取扱いについて

- 1 本事業の対象となる流木等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000立方メートル以上であれば、補助対象とする。ただし、一の事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

- 2 1の「複数の海岸」とは、以下のとおりとする。

- (1) 一又は複数の都道府県内における一の沿岸区分内の複数の海岸

- (2) 一又は複数の都道府県内における連続する複数の沿岸区分内の複数の海岸
 - (3) 一又は複数の都道府県内における海峡等を挟んで対面する沿岸区分内又はそれと連続する沿岸区分内の複数の海岸
- 3 採択基準における漂着量は、一発生原因当たり（○月○日洪水、台風○号等）1,000立方メートル以上の場合を原則とする。
- ただし、発生原因が連続して生じた場合はその累積とすることができる。
- 4 原則として、一般公共海岸区域の流木等の処理等は補助対象としない。
- ただし、海岸保全区域に漂着した流木等と連続して漂着し、かつ、海岸保全施設から1キロメートル以内の流木等については、この限りではない。

第5 漂着流木等状況報告

本事業の申請を行おうとする都道府県は、速やかに別記様式－1により状況を報告するものとする。

第6 応急対策

- 1 本事業の採択前に、流木等により海岸保全施設の機能が阻害され、これを放置することにより、背後の人家、公共施設、農用地等に著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、漂着量が本事業の要綱第3（3）の採択基準を満たさない時点であっても、あらかじめ農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）と協議の上、応急対策が実施できるものとする。
- 2 応急対策を要する場合の協議は、第5の漂着流木等状況報告時に併せて行うこととする。また、本事業の採択前に応急対策を実施するものについては、写真等の資料により被災の状況、事業の実施状況、処理量等の整理が十分なされ確認できるものののみ補助対象とする。

第7 関係者間との調整

流木等が広範囲に漂着し、複数の海岸にわたる場合は、必要に応じて関係者で構成する協議会を設置するなど十分調整を行うものとする。

第 8 事前協議

漂着流木等状況報告の後、速やかに（原則 1 週間以内）、下記資料を作成し農村振興局と協議を行うものとする。

- (1) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業見込額報告書：別記様式－ 2
- (2) 添付資料
 - ①位置図（県等の管内図）
 - ②概略平面図
 - ③状況写真
 - ④新聞記事の切り抜き
 - ⑤その他参考となる資料

第 9 事業の申請

事前協議後 2 週間以内に、申請様式－ 1 により、下記資料を添付の上、申請するものとする。

- (1) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書：別記様式－ 3
- (2) 添付資料
 - ①事業費総括表：別記様式－ 4
 - ②工事費内訳書：別記様式－ 5
 - ③位置図（県等の管内図：処分場の位置、距離についても記入のこと）
 - ④平面図（海岸保全施設からの距離等保全施設への影響が把握できる図面）
 - ⑤断面図（海岸保全施設への影響が把握できる図面）

申請様式— 1

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県知事

年発生災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業採択申請書

〇〇海岸（等）について、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施したいので、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱第5の規定に基づき、事業計画書を添えて申請します。

別記様式－１

漂着流木等状況報告				
年 月 日 時現在				
都道府県名				
海岸名				
所在地				
所管省庁				
全体分 漂着流木等全量		延長： m、幅： m、漂着量：約 m ³		
所管省庁分 漂着流木等全量		延長： m、幅： m、漂着量：約 m ³		
発生原因				
影響のある 海岸保全施設				
一般公共海岸区 域の施行の有無				
応急 対策	理由			
	実施内容			
受 送 信		月 日 時	送信者：	受信者：
概略平面図				

- 注) １．発生原因ごとに報告すること。
 ２．発生原因については、「台風○号時の○○川上流の山腹崩壊」等可能な限り記入のこと。
 ３．応急対策の実施について協議を行う場合は、応急対策の必要な理由及び実施内容について記載するものとする。

別記様式－２

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業見込額報告書

年 月 日現在

都道府県名：

事業主体名：

施行位置		海岸名	所 管 省 庁	発生年月日	発 生 原 因	漂着流木 等の全量 (m3)	見込額（百万円）	
郡 市	町 村						事業費	国 費

注）発生原因については、「台風○号時の○○川上流の山腹崩壊」等詳細に記入のこと。

別記様式－３

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書

年 月 日現在

都道府県名：

事業主体名：

施行位置		海岸名	所管省庁	発 生 年月日	発生原因	漂着流木等の規模					海岸保全施設の概要	
郡市	町村					延長	幅	全量	事業費	国 費	種類等	延 長

注) 発生原因については、「台風○号時の○○川上流の山腹崩壊」等詳細に記入のこと。

別記様式－４

事業費総括表

(単位：千円)

費 目	金 額	摘 要
事業費		
工事費		
本工事費		
測量及び試験費		
事務費		

別記様式－5

工 事 費 内 訳 書

第1表 本工事費内訳書

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	流木等処理工			式				
		除 去 工		式				
			集 積	m3				
			積 込	m3				
			運 搬	m3				
		処 分 費		式				
			焼 却	m3				
	仮 設 費			式				
	共通仮設費			式				
		運 搬 費		式				
		準 備 費		式				
		安 全 費		式				
	工 事 費							
		現場管理費		式				
	工事原価							
	工事価格	一般管理費		式				

別記様式－6

測量及び試験費内訳書

(金額単位：千円)

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量及び試験費								
	測量業務委託費			式				

(採択通知案)

番 号
年 月 日

〇〇県知事 殿

農林水産大臣

年発生災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択について

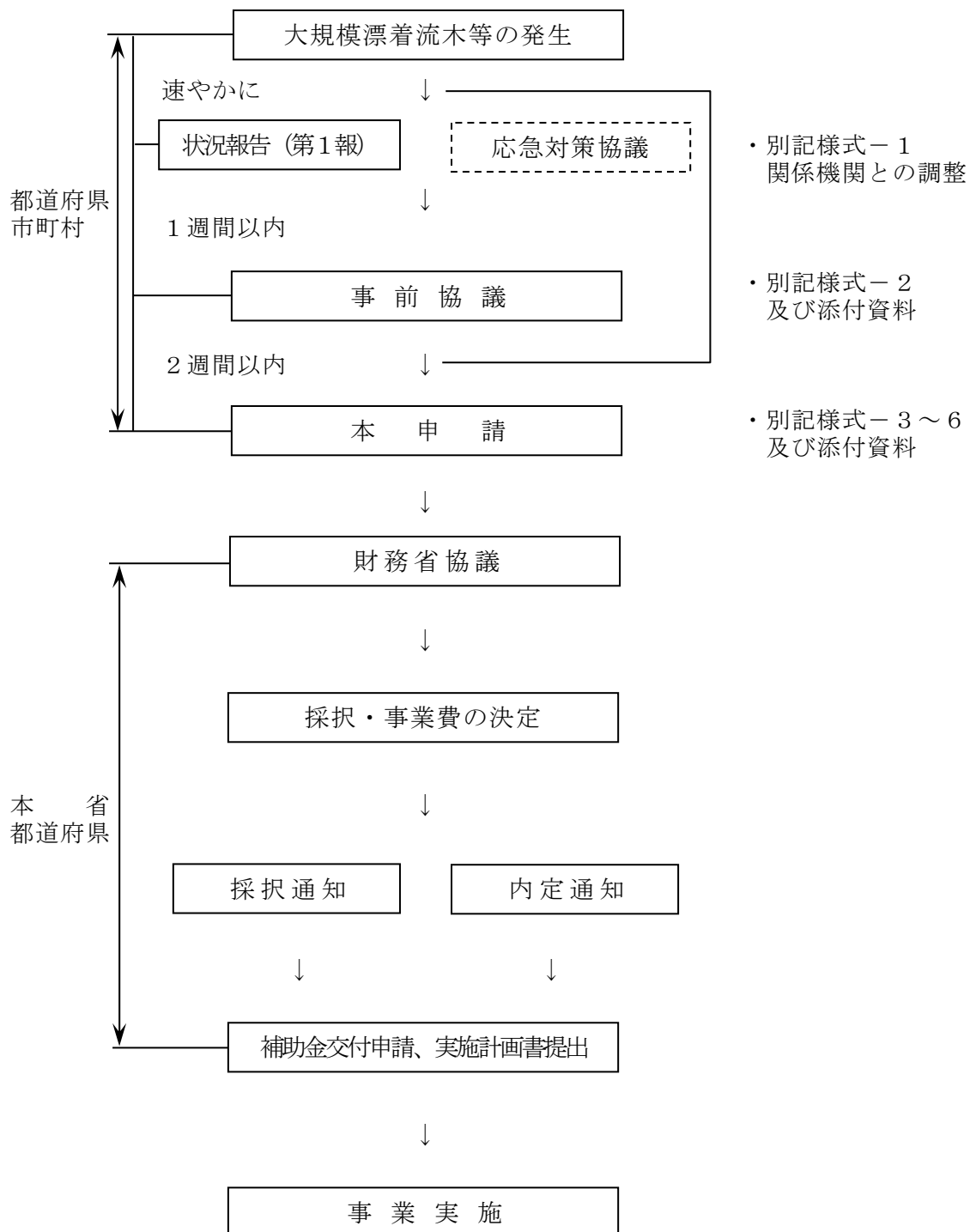
年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記の事業については、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱第6の規定により、下記のとおり採択することとしたので通知する。

記

海岸名	事業費	国費	備考

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

[手続きフロー]



IV－4 災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査

§ 1 災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領

平成9年3月26日

改正 平成22年4月1日

（構造改善局防災課災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

災害復旧事業のしゅん工（成功）認定については昭和54年4月19日事務連絡で様式を定めて実施してきたところであるが、補助金等の執行に適正を期するため、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（適化法）の細部運用として別紙により取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局下都府県に対しても、この旨周知徹底方取りはかられたい。

災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領

第1 趣 旨

農地農業用施設災害復旧事業並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業しゅん工（成功）認定は、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号）並びに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年4月16日付け政令第107号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。なお、（ ）内は負担法に係るものである。

第2 しゅん工（成功）認定に関する検査

しゅん工（成功）認定に関する検査は、暫定法第3条及び負担法第3条に規定する事業費の経理及び工事の出来高について、適化法第15条の規定に基づく調査及び補助金等の額を確定するため、工事施行箇所の実地検査並びに査定設計書、実施設計書、請負契約書、決算書、暫定法施行令第8条に規定する事業成績書等及び負担法施行令第11条に規定する成功表及び申請書に添付すべき書類等により行うものとし、直接事業は地方農政局長が、間接事業は都道府県知事が行うものとする。

なお、直接事業については、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）は、事業成績書（成功認

定申請書）を受理したときは、遅滞なくしゅん工（成功）認定の実施時期、検査官、検査対象地区を都道府県知事に通知するものとする。

第3 事業費の経理検査

(1) 工事費の経理検査

工事費の経理検査は、決算書、請負契約書、経理簿、工事台帳、備品台帳、材料受払簿、点検簿その他の証拠書類等により支出済みの額、支出の時期及び内容等について行うものとする。

(2) 事務雑費（事務費）の経理検査

事務雑費（事務費）の経理検査は、決算書、経理簿、備品台帳、消耗品台帳、旅行命令簿、人件費関係書類、その他の証拠書類等により支出済みの額、支出の時期及び内容等について行うものとする。

第4 工事の出来高検査

(1) 工事の出来高検査は、当該工事に係る検査設計書及び実施設計書の内容、施設の位置、法線、延長、断面、形状、強度等（以下、「施設の位置等」という。）並びに当該工事に使用した材料の形状、寸法、材質、数量等（以下「材料の形状等」という）について行うものとする。

(2) 工事の出来高検査は、原則として実地検査により行うものとする。ただし、次に掲げる工事以外の工事については、真に止むを得ない事情がありかつ写真その他の資料により確実に出来高が確認できる場合に限り、書類検査をもって実地検査に代えることができる。

- ① 実施設計の内容が検査設計の内容と著しく異なる工事
- ② 検査において工法等について条件を付された工事
- ③ 事業計画変更及び設計変更の承認の際、工法等について条件を付された工事
- ④ 会計検査院の検査または総務省若しくは農林水産省の監査の結果、出来高不足工事または施行不良工事として指摘され、手直しまたは補強工事の施行を命じられた工事
- ⑤ その他工事の施行に関して疑義を生じた工事

- (3) 実地検査は、当該工事に係る施設の位置等及び当該工事に使用した材料の形状等について実測して行うものとする。ただし、実測することが著しく困難な場合においては、写真その他の資料により検査を行うことができるものとする。

第5 しゅん工（成功）認定検査結果の整理

(1) 直接事業の場合

直接事業のしゅん工（成功）認定検査結果の整理は、別記様式－１のしゅん工（成功）認定票及び別記様式－２のしゅん工（成功）認定調書を作成して行うものとし、検査の結果について遅滞なく復命書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、検査の結果が補助金等の交付の決定の内容等に適合すると認めたときは、適化法15条の規定により都道府県知事へ通知するものとする。なお、検査において指摘事項等がある場合は、条件を付してしゅん工（成功）認定を行うものとする。

(2) 間接事業の場合

間接事業のしゅん工（成功）認定検査結果の整理は、都道府県知事が制定する補助金交付規定または、しゅん工（成功）認定要領等の規定により上記(1)に準じて行うものとする。

第6 その他

この取り扱いは、平成8年度に施工された災害復旧事業から適用するものとし、「しゅん工（海岸にあつては成功）認定業務実施要領について」（昭和54年4月19日災害査定官事務連絡）は廃止する。

別記様式－１

しゅん工認定票

〇〇部 〇〇課	〇〇耕地事務所 (土地改良事務所)		
立 会	課 長	係 長	

平成 年災

地 区 名：

認定年月日 平成 年 月 日

補助金交付済額	認 定 額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備 考
円	円	円	円	円	

認定内容

検査官 農 林 水 産 技 官 氏 名 印

(内閣府技官)

検査官 農 林 水 産 事 務 官 氏 名 印

(内閣府事務官)

別記様式－ 1

成功認定票

〇〇部 〇〇課	〇〇耕地事務所 (土地改良事務所)		
立 会	課 長	係 長	

平成 年災

地 区 名：

認定年月日 平成 年 月 日

国庫負担金交付済額	認 定 額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備 考
円	円	円	円	円	

認定内容

検査官	農 林 水 産 技 官 (内閣府技官)	氏	名	印
検査官	農 林 水 産 事 務 官 (内閣府事務官)	氏	名	印

別記様式－２

平成 年度

しゅん工（成功）認定調書

都道府県名

災 害 名	年 度	地区番号	工 種	地 区 名			施行年度	関 係 書 類 等 の 整 理 状 況			整理状況	備 考			
事 業 主 体	所 在 地						補 助 率	1 事業実務に関する書類（請負（委託）契約書等） 2 会計に官得る書類（収入、支出命令書、伝票等） 3 用地に関する書類（取得、登記等） 4 工事監督又は作業日誌（打合せ簿、材料検査簿等を含む） 5 出面を証する帳簿 6 工事の施行を示す写真 7 その他							
査 定 関 係	査定額	変 更 申 請					%								備 考
		第1回	第2回	第3回											
内 訳	事 業 量														
	事 業 費														
	事業費決定 承認年月日														
当 該 年 度															
収 支 関 係		年 度	予 算	決 算	調査による確認		備 考								
内 訳	工 事 費								工事雑費及び事務雑費関係 年度 工事雑費 事務雑費						
		計													
	工 事 雑 費														
		計													
	事 務 雑 費														
		計													
	計														
		計													
内 訳	備品台帳により使用状況 消耗品台帳により使用状況 その他（人件費） 契約及び支払い関係														
		計													

別記様式－１

しゅん工認定票（記載例）

〇〇部 〇〇課	〇〇耕地事務所 (土地改良事務所)		
立 会	課 長	係 長	

平成 年災

地 区 名：

認定年月日 平成 年 月 日

補助金交付済額	認 定 額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備 考
円	円	円	円	円	

認定内容

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第 19 の規定により、上票のとおり認定する。

検査官	農 林 水 産 技 官 (内閣府技官)	氏 名 印
検査官	農 林 水 産 事 務 官 (内閣府事務官)	氏 名 印

別記様式－ 1

成功認定票（記載例）

〇〇部 〇〇課	〇〇耕地事務所 (土地改良事務所)		
立 会	課 長	係 長	

平成 年災

地 区 名：

認定年月日 平成 年 月 日

国庫負担金交付済額	認 定 額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備 考
円	円	円	円	円	

認定内容

公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第 10 条の規定により、上票のとおり認定する。

検査官	農 林 水 産 技 官 (内閣府技官)	氏 名 印
検査官	農 林 水 産 事 務 官 (内閣府事務官)	氏 名 印

IV－5 災害復旧事業査定設計委託費等 補助金交付要綱（農村振興局）

§ 1 農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧 事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）

	昭和53年 3 月 3 日	53構改D第 116号
改正	昭和53年 7 月 5 日	53文 第 261号
〃	昭和59年 9 月14日	59構改D第 947号
〃	平成 2 年 6 月 7 日	2 構改D第 245号
〃	平成 5 年 4 月 1 日	5 構改D第 243号
〃	平成 9 年 4 月 1 日	9 構改D第 291号
〃	平成10年 4 月17日	10構改D第 168号
〃	平成13年 1 月 5 日	12構改A第 964号
〃	平成16年 3 月30日	15農振 第2620号
〃	平成28年12月22日	28農振 第1667号
〃	令和 2 年 3 月30日	元農振 第3685号
〃	令和 3 年 4 月 1 日	2 農振 第3675号

（農林事務次官から各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第 1 農林水産大臣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第 2 条の規定により指定された災害等で農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」とする。）が特に被害が激甚であると認める災害又は農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害に係る復旧工事を促進するため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。）第 1 条の 4 の規定に基づいて、農林水産大臣に提出する災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「概要書」という。）を都道府県、市町村、土地改良区等が作成するに要した経費及び海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号の規定により農林水産大臣が主務大臣とされた海岸又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第 1 項第 3 号イの規定により農林水産大臣が主務大臣とされた地すべり防止施設について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「負担法施行令」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づいて農林水産大臣に提出する設計書（以下「設計書」という。）を地方公共団体が作成するに要した経費につき、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、そ

の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 第1の経費は、都道府県、市町村、土地改良区等（以下「事業主体」という。）が次の各号のいずれかに該当する事業に係る概要書又は設計書を作成するに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費（契約書又は見積書をもって確認できる場合に限る。以下「委託費等」という。）とする。ただし、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合で調査、測量又は試験を必要としたものを除くものとする。

- (1) 被害が激甚なことにより国の補助率が農地にあつては0.5、農業用施設にあつては0.65（沖縄県にあつては0.8）を超えることとなる農林水産施設災害復旧事業
- (2) 事業主体ごとの農林水産施設災害復旧事業費（暫定法施行令第3条により決定された事業費をいう。以下「決定事業費」という。）の総額が農村振興局長が別に定める金額以上となる場合における当該事業主体が行う農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超えることとなる公共土木施設災害復旧事業
- (4) 事業主体ごとの工事費（負担法施行令第4条第1項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。）の総額が、農村振興局長が別に定める金額以上となる場合に当該事業主体が行う公共土木施設災害復旧事業
- (5) その他農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業

第3 補助は、事業主体が交付を受けることとなる補助金の合計額が事業主体ごとに農村振興局長が別に定める金額以上となる場合に行うものとする。

第4 第2の(1)から(4)までに該当する事業に係る補助対象経費は、
1か所ごとの決定事業費又は決定工事費の額を次の各号に掲げる場合に分類し、その分類された決定事業費又は決定工事費の合計額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。

- (1) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円以下の場合
 - ア 都道府県が概要書を作成する場合1,000分の140
 - イ 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の95
 - ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の205
 - エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の139
- (2) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円を超え500万円以下の場合
 - ア 都道府県が概要書を作成する場合1,000分の131
 - イ 都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の95
 - ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の192
 - エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の139
- (3) 1か所の決定事業費又は決定工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合
 - ア 都道府県が概要書を作成する場合1,000分の119
 - イ 都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の95
 - ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の174
 - エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の139
- (4) 1か所の決定事業費又は決定工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合
 - ア 都道府県が概要書を作成する場合1,000分の103
 - イ 都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の69

- ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の151
 - エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の101
 - (5) 1 か所の決定事業費又は決定工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合
 - ア 都道府県が概要書を作成する場合1,000分の79
 - イ 都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の59
 - ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の116
 - エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の86
 - (6) 1 か所の決定事業費又は決定工事費が10,000万円を超える場合
 - ア 都道府県が概要書を作成する場合1,000分の41
 - イ 都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の30
 - ウ 市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の60
 - エ 市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の44
- 2 第2の（5）に該当する事業に係る補助対象経費は、補助対象となる委託費等の実支出額とする。

第5 補助率は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県が概要書又は設計書を作成する場合にあってはその補助対象経費の10分の5以内とする。
- (2) 市町村、土地改良区等が概要書又は設計書を作成するに要した経費につき、都道府県がその補助対象経費の10分の5以上を補助する場合にあっては、当該補助に要する経費の10分の10（都道府県が補助対象経費の10分の5を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた額）とする。

第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出する。

- 2 都道府県知事は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金

額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第7 第6に規定する申請書の提出期日は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等、が別に定める日までとする。

第8 適正化法第14条及び規則第6条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長等に提出する。

2 第6第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって第6第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第2号により速やかに地方農政局長等、に報告するとともに、地方農政局長等、の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第9 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8の規定に準ずる条件並びに次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）適正化法、適正化法施行令、規則及び本要綱に従うべきこと。

2 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

別記様式 第1号（第6、第8関係）

農地農業用施設（海岸及び地すべり防止施設）災害復旧
事業査定設計委託費等補助金交付申請書（又は実績報告書）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 $\left[\begin{array}{l} \text{北海道にあつては農林水産大臣} \\ \text{沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長} \end{array} \right]$

都道府県知事 氏 名

年度において下記のとおり事業を実施したい（した）から、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱により補助金 円の交付を申請する。（報告する。）
（なお、併せて精算額 円を請求する。）

記

（注）

添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式 第1号（第6、第8関係）

1 事業の内容及び経費の配分 暫定法関係（又は負担法関係）
（又は事業成績量）

都道府県名

（単位：円）

事業主体 名	工 種	箇所数	決定事業費 又は 決定工事費 A	A×率	委託費 等 実支出 額	補助対象 経 費	国 庫 補助金	国庫補助金以外の財源			摘 要
								都道府県 負 担	市 町 村 負 担	その他	
計											

- （注） 1 工種欄は農地及び農業用施設に区分すること。（負担法関係にあっては海岸及び地すべり防止施設に区分すること。）
- 2 摘要欄には、補助金交付要綱第2第2号及び第4号に定める決定事業費又は決定工事費の額を記入するとともに事業主体ごと、工種ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減じた場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 収支予算書、暫定法関係（又は負担法関係）（省略）

添 付

委 託 費 等 実 績 調 書

事業主体名 _____

（単位：千円）

決定事業費の 階層別分類	農 地				農 業 用 施 設				補助対象 経費 (D + H)	備 考
	決定事業費 A	A × 率 B	委託費等の 実支出額 C	補助対象額 (B又はC のいずれか 低い額) D	決定事業費 E	E × 率 F	委託費等の 実支出額 G	補助対象額 (F又はG のいずれか 低い額) H		
100 万円以下										
100 万円を超え 500 万円以下										
500 万円を超え 1,000 万円以下										
1,000 万円を超え 3,000 万円以下										
3,000 万円を超え 10,000 万円以下										
10,000 万円を超 えるもの										
合 計										

添 付

委託費等実績調書

(事業主体名) _____

(単位：千円)

決定事業費の 階層別分類	海 岸				備 考
	決定工事費 A	A×率 B	委託費等の 実支出額 C	補助対象額 (B又はCのい ずれか低い額) D	
100 万円以下					
100 万円を超え 500 万円以下					
500 万円を超え 1,000 万円以下					
1,000 万円を超え 3,000 万円以下					
3,000 万円を超え 10,000 万円以下					
10,000 万円を 超えるもの					
合 計					

添 付

設 計 委 託 費 及 び 工 事 費 内 訳

(単位：千円)

委託契約 年 月 日	委託費等 (実支出額) A	控除額 B	差し引き 実支出額 (A-B) C	C の 内 訳		地区、 箇所 番号	申請事業費 又は (申請工事費)	決定事業費 又は (決定工事費)	左 の 分 類						災 害 年月日	備考
				農 地	農業用 施 設				100 万円 以下	100 万円を 超え 500 万円 以下	500 万円を 超え 1,000 万円 以下	1,000 万円 を超え 3,000 万円 以下	3,000 万円 を超え 10,000 万円 以下	10,000 万円 を超えるも の		
				計												
				計												
計						箇所										
						箇所										
合計						箇所										
						箇所										
				計		箇所										

- 注 ① この様式は、1 契約ごとに区分して記載すること。
- ② 農地及び農業用施設等を一括して契約している場合は、その振分けの算出式等を備考欄に記載すること。
- ③ 控除額は、災害復旧事業が補助対象とならないものを申請事業費等合理的方法により按分した額とする。
- ④ 備考欄には、失格、欠格、対象外等必要事項を記入すること。
- ⑤ 委託費等の支出が確認できる書類を添付する。ただし、事業主体が多数にわたる場合は都道府県知事の確認証明をもって代えることができる。

別記様式第2号（第8関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつた〇〇〇〇事業費補助金について、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | | |
| 2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

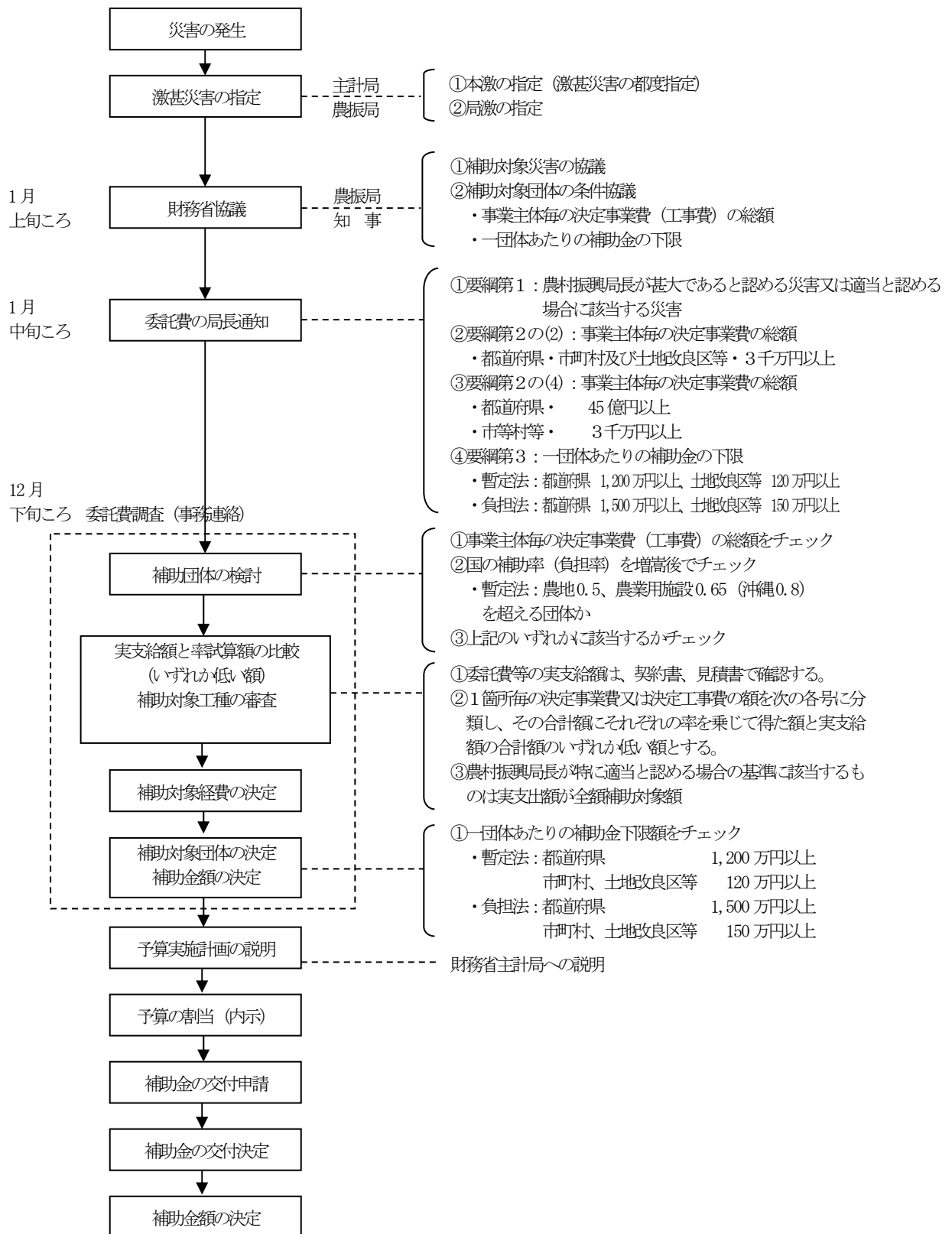
§ 2 災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱 (農村振興局分) の手続き

査定設計委託費に対する国庫補助は、昭和47年、当時としては大災害の梅雨前線豪雨が発生し臨時特例措置として助成措置が講じられたのが始めて、その後においても毎年の度重なる激甚な災害の発生により事業主体の負担が増大したため、制度の恒久化が課題となり、昭和51年発生災害を機に『本補助金交付要綱』（昭和53年3月3日付け）が制定されたものである。

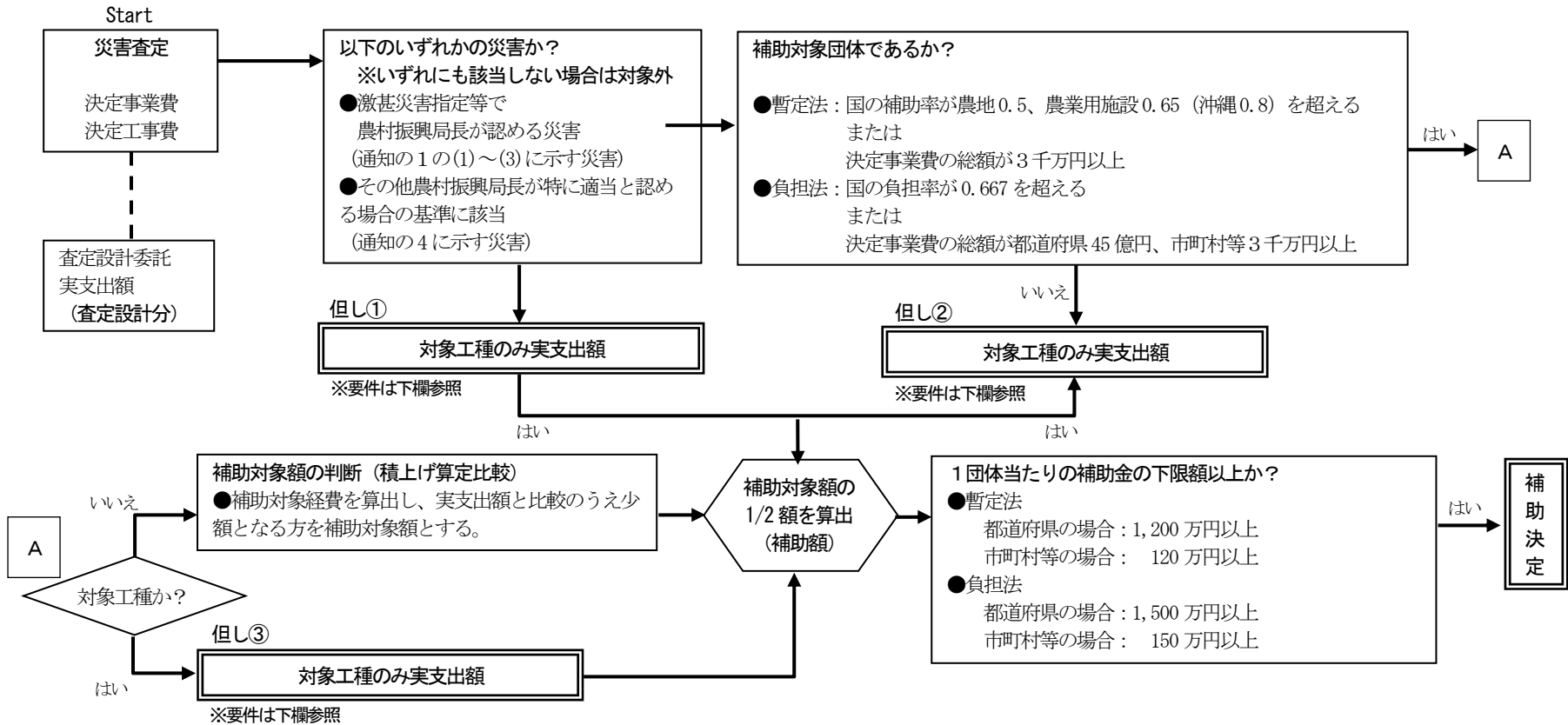
なお、『本補助金交付要綱』において「農村振興局長が特に被害が激甚であると認める災害」、「農村振興局長が特に適当と認める場合の基準」及び「農村振興局長が定める金額」等については、毎年財務当局と協議調整を行ったのち農村振興局長通知で決定されている。

補助金額の確定までの実施手順は次のとおりで、その決定事項に基づき実績をもって予算要求され認められるものである。

災害査定設計委託費の概要（実施手順）



災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局）の手続きフロー



注）↓記号（ ）内のア～ウは、負担法に係る分

※対象工種	決定工事費の	条件	実支出額が	暫定法	負担法
：ア．ため池・頭首工の全面改修工事	5％以上	かつ	2百万円以上	対象	対象工種外
：イ（ア）．地すべり対策工事、	7％以上	かつ	5百万円以上	対象	対象
：ウ（イ）．橋梁工事	7％以上	かつ	5百万円以上	対象	対象
：エ（ウ）．特殊な工事に係るもの	7％以上	かつ	5百万円以上	対象	対象

※エ（ウ）．特殊な工事とは、補強土壁工法（ワイヤーウォール工法）・補強アンカー工法（VSL工法）・推進工法・PIP工法・ニューマチックケーソン工法及びこれに類する工法実施工事

(参考) 令和 3 年災の例

(農村振興局長から各農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

令和 4 年 1 月 31 日 3 農振第 2250 号

令和 3 年発生災害に係る農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等の補助金について

このことについて、下記のとおり定めたので、事業を適切に実施されたい。

なお、貴局管内の各県知事に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

記

- 1 農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（昭和 53 年 3 月 3 日付け 53 構改 D 第 116 号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）第 1 に規定する農村振興局長が特に被害が激甚であると認める災害は、次のとおりとする。
 - (1) 令和 3 年 5 月 11 日から 7 月 14 日までの間の豪雨による災害
(令和 3 年 9 月 3 日に激甚災害として指定)
 - (2) 令和 3 年 8 月 7 日から 8 月 23 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(令和 3 年 10 月 1 日に激甚災害として指定)
 - (3) 令和 3 年における特定地域に係る激甚災害（局激）の指定を受けた災害のうち農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業を実施した災害
(令和 4 年 3 月指定予定)
- 2 要綱第 2 の（2）の農村振興局長が定める金額は、3,000 万円以上とする。
- 3 要綱第 2 の（4）の農村振興局長が定める金額は、都道府県にあつては 45 億円以上、市町村にあつては 3,000 万円以上とする。
- 4 要綱第 2 の（5）の農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業は、別紙 1 のとおりとする。
- 5 要綱第 3 の農村振興局長が定める金額は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|--------------|------------|-----------|
| (1) | 農林水産施設災害復旧事業 | 都道府県 | 1,200万円以上 |
| | | 市町村・土地改良区等 | 120万円以上 |
| (2) | 公共土木施設災害復旧事業 | 都道府県 | 1,500万円以上 |
| | | 市町村・土地改良区等 | 150万円以上 |

【別紙 1】

○ 要綱第 2 の（５）の農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業は、次のとおりとする。

1 農林水産業施設災害復旧事業

（１）該当箇所

- ① ため池及び頭首工を全面改修する箇所（の工事）
- ② 地すべり対策工法を実施する箇所（の工事）
- ③ 橋梁に係る箇所（の工事）
- ④ 特殊な工法を実施する箇所（の工事）

（注）特殊な工法とは、補強土壁工法（ワイヤーウォール工法）、補強アンカー工法（VSL工法）、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及びこれに類似する工法

（２）要件

- ①（１）の①については、１箇所の委託費等の実支出額が200万円以上、かつ決定事業費の５％以上
- ②（１）の②、③及び④、については、１箇所の委託費等の実支出額が500万円以上、かつ決定事業費の７％以上

2 公共土木施設災害復旧事業

（１）該当箇所

- ① 地すべり対策工法を実施する箇所（の工事）
- ② 橋梁に係る箇所（の工事）
- ③ 特殊な工法を実施する箇所（の工事）

（注）特殊な工法とは、補強土壁工法（ワイヤーウォール工法）、補強アンカー工法（VSL工法）、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及びこれに類似する工法

（２）要件

- ① １箇所の委託費等の実支出額が500万円以上、かつ決定工事費の７％以上